

平安、鎌倉期春日社の清祓史料

『永仁四年中臣祐春記』「廻廊諸門清祓勘例」を中心に

Research Materials

松村和歌子

平安、鎌倉期春日社の清祓史料

春日大社関係史料中には、11世紀からの祓の実例を示す史料がいくつか存在する。その主なものを紹介する。

1 「永仁四年中臣祐春記 廻廊諸門清祓勘例」

『永仁四年 祐春記』（原本、千鳥家蔵、近世の写本が国立公文書館内閣文庫にある。）

同記二月十九日条に社頭諸建物の清祓例を注出したものが上げられる。

永仁三年十一月春日社頭で、興福寺の一乗院方と大乘院方が対決、流血の争いを繰り広げ多くの死者が出た。永仁の衆徒鬪乱として知られる事件である。〔安田次郎『中世の興福寺と大和』（二〇〇一、山川出版）第三章、第一節、永仁の鬪乱〕参照〕

わずかな流血さえ清祓を遂げることなしには、神事の続行が適わないはずの、社頭の清浄性の回復は、本来関係する全ての建物を造替すべき未曾有の重大事であった。紹介史料の永仁四年二月は、春日社を管轄する立場にある興福寺が二分し、まだ争いの結末の見え

ない時点であった。春日社は全体として、一乗院側の配下にあつて、

この勘例は寺家（興福寺一乗院）へ提出すべく用意されたものであった。記述は承暦三年（一〇七九）から仁治四年（一二四三）に及ぶ11例を挙げる。記述は極めて詳細であり、具体的に様相の知れない、平安時代の清祓の実相を示す。

内閣文庫本を底本として該当部分の翻刻を行った。原本写真版を参照したが、綴じ目や写真状況により確認できない点も多かった。ちなみに、本記録は『若宮神主家記録勘例』（千鳥家蔵、春日大社には近世の写本があり、その影写本が東大史料編纂所に蔵される）にも所載

2 『古今最要抄第十 清祓事』

墨付 14紙 縦二六・〇cm 横一九・四cm 冊子本

（表紙）「古今最要抄 第十写 執行正預」

（奥付）「右之記新祐俊本令借用、書写之畢、後代為証文如此

于時寛文拾貳年^五三月廿二日 執行正預正四位下中臣朝臣^{生年六十八歳}

延知（花押）」

「右古今最要抄十卷之内、六、八、十三巻者、祖父延知卿之

筆跡ニテ被写取

四、五、七、九、四巻者、予書写

之

残一、二、三、重テ可書写者也」

『古今最要抄』は春日社の重要事項について古今の例をまとめたもので、室町中期ぐらまでの記事を収め、室町時代には成立していたものと思われ、十巻奥書により江戸初期から社家や神人の家に流布し転写が繰り返された事が伺われる。十冊本であったらしいが、現在は春日大社には諸本合わせて六冊分が残るが、虫損により開けない箇所もある。

その第十「清祓事」は、冒頭に寛元二年（一二四四）の清祓科料の上中下の定めを上げ、その後春日における清祓の康平六年（一一六三）から貞治四年（一一三五）の46例を列挙している。

春日における清祓が何時、誰によって担われていたかが分かる貴重な史料で、祓の実態を記す記述も多い。紹介は春日大社蔵本によるが、財団法人 阪本龍門文庫にも写本がある。

3とあわせて内容一覧を収録した（本記録につき東大史料編纂所による写真撮影が行われており、同所藤原重雄氏より翻刻原稿の恵与に預った）

3 社家伝来『春日皇代記』中「清祓勸例」

春日社蔵稿本による

稿本記述によれば 墨付五紙 各縦二九・五cm 横四三・〇（五四・四cm

敏達から今上（鳥羽）までの、いわゆる皇代記で、下段に氏の長

者、春日社司の記述に続き清祓の勸例が記される。（後欠）

勸例には、康平六年（一一〇六）～大治四年（一一二九）の17例の清祓の記録があげられる。2とともに内容の一覧を収録した。

4 「春日清祓記 從嘉祿二年至正和二年」

（千鳥家蔵、東大史料編纂所に透写本蔵）

墨付63紙、冊子本

（表紙）「始嘉祿二年 春日清祓記 祐春」

嘉祿二年（一一二六）から正和二年（一一三三）

5 その他

春日大社には近世を中心とする清祓記が9冊ある。また抜書類にも多くの清祓記事を含むし、永仁四年記以外の日記中にもしばしば記述が見られる。

春日社清祓関係史料の意味

今日残る春日の社司の記録は、平安末の中臣祐房の日記（その抜粋）、また同時期の若宮神主による祭礼記『若宮祭記』『春日祭暦年記』に始まるが、清祓の勸例には十一世紀中期からのものが挙げられる。神社側の最初の記録が、穢れとその祓に関するものであった可能性を示し、これがいかに重要な関心事であったかを示す。

当初は論考の一部とする目論見であったが、これらを全体として位置づけることは、浅学の身にあまる課題で、論文の構成にまでいたらなかった。それにも関わらず、活字にしたいと思ったのは、大仰に言えば日本人の被観念の形成に神社信仰が果たした役割を考えるために、重要な史料であり、一種死角となっている分野ではないかと思うからである。

解説は、その重要と感ずるところを羅列的に上げただけのものであり、諸賢による本格的な検討を心から願うものである。

1 宗教儀礼としての清祓

ここで、穢れの祓に関する膨大な研究史に触れることはとても覚束ないが、清祓は概ね、財物によって罪穢れを購うものと捉える研究が大半を占めているようである。

古代社会において、ハラエが一面、罪を犯したものに財物を提出させて償いをさせる行為であった事は、確かであろう。

春日の清祓については、永島福太郎氏が『春日社家日記』(一九四七、高桐書院)に「中世の社寺、特に南都あたりで多く行はれた刑法の一端である。元来、刑事事件は不浄のものであるから、社寺等に於いては、現場の不浄を除去する為に清祓を行ふのである。此の清祓を行ふ為には、その費用を要するが、これを犯人に負担せしめて、その罪償とする方法で、一種の科料である。」という指摘をされている。永島氏は宗教行為としての清祓を前提に、その費用を負担せしめる刑法、という把握をしておられるが、以降は、概ね刑法の面ばかりが注目されるきらいがあった。例えば、清田義英「中世前期の社寺の慣習法―南都の祓を中心に―」(一九七九「日本仏教史学」14)は、法制的に刑罰観念の始源として祓を見て、清祓を財産刑としての側面から描き出している。これは、中世社会で、汚穢や罪科が具体的にどの様に処理されたかを具体的に明らかにする点で高い価値を持つものだが、宗教行為としての清祓は視野の外にある。

しかし、本来的に言えば、神事を遂行するために障害となる穢れを取り除く宗教行為が、祓であって、祓物が提出されただけでは、祭祀上必要な清浄が回復されたことにならないのは、勿論である。

紹介の記録類は、その清浄の回復に何が必要とされたかを示す点で、

貴重だと考えられる。

例えば史料1の保元三年十月二十六日に権預祐通の社頭の宿舎で人が死んだ件では、以下のような記述がある。

① 祓は三ヶ月後。他の例から穢れた場所に注連縄を張り、自然の力による浄化を待つ期間と考えられるが、異例に長期な理由は、不明。
(死の祓は、通常三十日間)。

② 神祇官人が派遣されている

③ 死人の出た屋を壊す

④ 死体のあつた所の土を入れ替える

⑤ 榊枝と紙垂を付けた四尺四方で高さ四尺の竹の棚を立てる

⑥ その上に狩衣と袴を着けた人形と様々な購物を置く

⑦ 祓奉仕者に様々な禄が出る

これら祓の儀礼の意味を解き明かす力はないが、祓が、穢の伝播を遮断し自然の浄化を待つ措置をとった後、一定の時間を経過して行われたことが分る。その後穢れがあつた所の除去、出来ない場合は洗浄が行われている。

また祭物(購物)が、祓の場に並べられるものであつたことが分る。平安後期の時代にあつても単に財物の提出以上の意味があつた事は確かであろう。中でも着衣の人形は、祓物の原義をうかがわせるし、他の例を見れば五尺つまり等身大であつた事も注目される。

勿論、祓の場におかれる祭物は、代価となる米や錢、建物などとして徴発されることもあるし、祭物自体も時代の経過と共に簡易化することも見とれるが、祭物があくまで祓の場におかれる伝統は長く続いたようである。

清祓を財産刑とのみ主張されるのは、その際に提出される祓物(春日では多く祭物という)が、祓を行う人の収入となることもあつて、どのような祭物が出されたかに関心が集中し、日記等の記述はそこに集中する

ため、財物の提出だけが、祓の本義であるように理解されることになったのではないだろうか。

2 清祓と中臣祓

史料2の一覧を見ると、穢れの遮断や、穢れそのものの除去と共に、「祓を遂げる」「清祓を遂げる」との記述が目される。

この内容は、一覧からだけでは分らないが、「弘安十年（一二八七）中臣祐春記」（『春日社記録 日記三』臨泉書店、所収）一月五日条には「一、若宮ノ御内ノ石橋ニ血少分付、不知主之間、於番神殿守神人沙汰ニ而、コソケ落シテ、以酒清之テ、遂中臣祓了」とあって、中臣祓の奏上が遂げると表現されている。「正応二年（一二八九）中臣祐春記」（『春日社記録 日記三』所収）一月十一日条にも犬の死の穢れについて「以神殿守等、遂中臣祓了」十八日条にも「大社并若宮ニ遂中臣祓」とある。

史料4、「春日清祓記 従嘉祿二年至正和二年」には正安元年（一二九九）五月七日、木から落ちて死去した件で「遂中臣祓了」、嘉元二年（一二三〇）四月十二日六日拜殿の格子の長押に反吐が吐かれた件で「遂中臣祓」とある。

これらは、十三世紀末から十四世紀にかけての史料だが、『若宮祭礼記』においては十二世紀半ばから仮殿の祓に中臣祓が用いられたことが分る。

*若宮神主家に伝わった『若宮祭礼記』（千鳥家藏）は毎年の若宮祭の次第を書きとめたもので、保延二年から嘉祿二年に及ぶが、記述のない年もままあり、記述の精密さもまちまちである。編年史料ではあるが、実務記録として記述には信頼性が高く、若宮祭の基本史料である。永島福太郎氏が「神道体系 春日」に前半を収録し福原敏男氏が後半を『祭礼文化史の研究』（一九九五法政大学出版局）に収録した。

『若宮祭礼記』久安二年（一二四六）九月十七日「丑時、恒例御遷宮旅所、執行正預兼若宮神主祐房抱下、進道間、以神殿守春永奉渡、為旅

所先参入、祐房新殿令中臣祓後、奉祐房抱旅所鎮坐」とあって若宮神を奉安する前に中臣祓をもって仮殿を浄めている。久安三年（一二四七）九月十七日条「祐房新殿令中臣祓奉鏡居」とある。続いて多くは「令祓」や「令勤仕祓」と表現されるが、承久三年（一二二二）には「祐明以散米入御宝前、遂中臣祓^{居出}奉懐入御躰」続く貞応元年（一二二二）にも「祐明以散米入御宝前、遂中臣祓之後、奉入御躰」とある。貞応三年には、同じ所作が「祐綱散米入御殿、遂清祓之後、罷出奉入」と表現され、中臣祓を奏上することを遂げると表現したことが、中臣祓を奏して御殿を浄めることを清祓と称したことが明らかである。

平安期の穢の清祓に遂げられた祓も、中臣祓であったと類推されよう。社司の清祓は、神祇官の清祓の機能を受継いだものであり、当然神祇官の祓も中臣祓の奏上を中心としたものであったと推測される。

ちなみに少なくとも十二世紀前半から春日祭の中でも社司が中臣祓を用いていたことは、『春日祭曆年記』（本報告書拙稿「中世春日社の社司と祈禱」●章註20参照）、保延六年（一一四〇）二月三日条に「御祭巳日御祓前々以申刻令勤仕、而依大殿下召神主時盛、御祓、則京上」康治二年（一一四三）二月二日条には「為巳日御祓事既及違例、其故神主時盛始中臣祓習程、及夜中致御祓也、恒例御祭巳時也」によってわかる。春日祭に先立って行われる春日社司の祓の祭祀に中臣祓が唱えられていたのである。

中臣祓が、平安時代から陰陽師や僧侶の祓祈禱に用いられてきたことは、よく知られ、多くの先行研究があるが、本来神祇官の用いる祓詞であったことも指摘されている。岡田莊司氏の「中臣祓信仰について」（一九八九神道古典研究会報十号）には神祇官の中臣祓への関わりが大変分りやすく述べられている。また同氏「私祈禱の成立」『陰陽道叢書2中世』（一九九三、名著出版）には神道祓から陰陽祓・仏家祓へそして伊勢流祓への展開が、簡明に記されているが、伊勢流祓以前の神社内部の中臣祓

には触れられていない。

3 祓の実施者としての社司の重要性

紹介の史料からは、氏の長者への申上げとその判断、時には神祇官占や、明法家の判断を承けて、神祇官によって行われていた清祓が、十二世紀後半には、徐々に社家の手にゆだねられ、やがて常住神殿守によって担われるようになったということが分る。

三橋正氏は『平安時代の信仰と宗教儀礼』(二〇〇二)、統群書類聚完成会、同氏「ハラエの儀礼」(二〇〇二)、岩波講座『天皇と王権を考える』第五巻『王権と儀礼』の中で、様々な祓実践の詳細な記述をもつて、祓が、祈禱として成立する過程を示し『国造らによる服属儀礼を象徴する国家的儀礼であった大祓が、奈良朝には祭祀に付属する神祇大祓となり、道教の影響を受けた除災招福的要素を反映したものとなる。次いで平安時代には、国家儀礼としての大祓は衰退する一方、穢れ意識が成立、貞観儀式に規定される。穢れを近づけると神が祟りをなすという神観念が成立定着。穢れを祓う臨時大祓が成立、多く行われるようになる。』と指摘する。『大祓詞も、やや変化してそれを読む者の名に従って中臣祭文、中臣寿詞、中臣祓と称されるようになる。その後は、貴族の私的な宗教儀礼として普及、これを担ったのは陰陽師が中心であった。』とも指摘されるが、特に神社内の穢れの祓については言及されていない。

平安初期『穢れを近づけると神が祟りをなす』という神観念が成立しているとするれば、神社の神域が清浄に保たれる事は、宮城の清浄にも劣らぬ国家の関心事であり、神社の管理に責任を持つ氏の長官の関心事でもあった筈である。

山本信吉氏は「神社修造と社司の成立」『神主と神人の社会史』(一九九八、思文閣出版)において、律令国家が靈験ある諸大社をその体系に取り込む過程で、神祇官の奉幣する神社の清浄化を求める官符が八世紀

から平安時代にかけて再々出されていることを示す。又、神社の修造という切り口から、誰にその責任を求めるかの模索の中で、神社の管理運営に、責任を果たすべき律令官人としての社司(単なる祭祀の従事者ではない)の成立過程を説く。

さて、国家の求めるものが清浄化である以上、穢れない清浄な状態を維持することが同時に求められていたことは確かであろう。またその維持には修造と同様、国家が主導的役割を果たしたことも類推できる。その意味で、春日社における祓が神祇官によってなされたことは当然であったし、神社社司の成熟と共に、社司が多くを担うようになったことも当然であったと考えられるのである。

神社全般の視点からいえば、山本の説くように、境内の清浄性の維持が、国家的官人制度に位置づけられた社司の義務であったからと取ることが出来る。藤原氏の氏神であったという点から言えば、社司は、摂関家から付託された神供備進の業務を清浄に遂行するという役割を負っていたとも言えるだろう。

4 清祓と神木立

社司の管掌するのは原則、神社内の祓である。しかし、中世に盛行した、境内の外に神木を立てるといふ春日興福寺の行為は、清祓と密接な関わりがあった。究極神木を立てることは、そこが神領や神社施設であることを示すのであって、それに異状があれば即、清祓の対象となったからであり、春日社の清祓は、神木を接点として社会と大きな関わりを持つたといえる。

神社の清浄の維持という原則が、如何に神社の行動原理として大きかったかが伺われる。

さて春日社における清祓史料を紹介したが、その紹介も一部にとどまった。その考察については、おおよそ拙いものであるが、事情に明るい

諸賢の関心を引くにいたれば幸いである。

さらに清祓に関する史料は、どの神社でも重要視されたはずで、多くの史料を残しているものと考えられる。八幡信仰を中心に多くの、特に九州地方の神社史料研究に大きな足跡を残した中野幡能氏は、「宇佐八幡における清祓の変遷」(一九五六、『神道史研究』第四卷第六号)に宇佐八幡社の中世の清祓史料を紹介し、清祓によって神社内の潔斎を保つことが、大官司の職務として如何に重要視されていたかについて触れる。

内閣文庫本

『永仁四年祐春記』

(二月十九日条)「廻廊諸門清祓勸例」

一、廻廊并諸門事、同尋之、仍旧記等勘之、祐春注之、但者新也

注出分

一、承暦三年二月御祭行事左中弁藤原隆方于時神祇官

下向、宿ス神司屋、*本ノママ旅、籠母馬子流産、坊仕大原杖与神

人総則告之、総則申社司申行事弁、社司具足*

馬以今夜寅時申流産之由、弁仰云、一院之内有一舍

之穢、以一舍之穢不穢他屋、即件馬并人等

不令出入、曳廻注連御祭勤了、件馬等取弁

致清祓退出了

一、康和元年九月廿一日、於酒殿神主時経方神人安倍重末

死、袈裟谷曳弁了、西面鳥居等并六道北道曳

注連、仍言上、殿下、閏九月廿五日、神司使山城介宗元

下付縁者責出祭物絹百疋、私付差候絹疋大刀一腰、鹿皮一枚、

さらに清祓の重要度が低下する時期に、度数祓と祓祈禱による師壇関係が成長する事も示唆しておられる。

諸社での研究が総合的に進めば、得るところも大きいのではないかと心より期待している。

* 原本写真版「書」カ(汚損により不詳)

* 底本「二」 原本写真版により訂正

* 「本ノママ」は、原本にあり

* 底本「也」 原本写真版により訂正

* 底本「ハ」 原本写真版により訂正

* 原本写真版「若□」(狭カ)汚損により不詳

梅枝各一筋、和布、蛇、堅魚、疊一帖、馬二疋、五尺人形

一、着装束一下、死去跡地深三尺弘一丈東西堀弁*

以他土瀦之、祓清之、同二年十一月被下榮爵而、正

預信經則年内酒殿作替、爰同三年上葺不困也、仍

同三年三月廿六日為大風倒而、南□立之、本釜壺

等取弃、他釜壺自 殿下被下之、

一、天仁三年二月三日、自 殿下為有官別當使有助死

闕替事被尋之刻、有忠・有道訴云、信經之養子信俊

異姓也卜申、信經実子申、于時亥時兩方各押祭文、

以寅時信經社頭宿所泰宗貞之二才女子死去、

而猶不死之由申天參社頭、而件母并信經目代

慶秀給檢非違使、被召問実否、於社頭宿所死去

之由承伏、仍信經解官、同三月三日御節供止了、

神祇官神祇大祐山城介宗元、中臣公永相具、信經

二被下、破弃社頭信經宿所了、出祭物、死去跡

又御前二箇所令祓清了、抑三月三日御節供止、

以同廿一日件御節供備進

一、大治元年五月十日、御供所神主侍ニシテ為宗俊被切

友兼、右大指血垂、可祓之由隨正預申、祭物布

十段神主出、社司皆悉各布一段取逐祓了、

一、天承二年正月十二日神主時盛方神人 縣則久酒殿

内頓死、或酒殿前出テ死ト云 西針貫北ヨリ第二間下

曳出了、酒殿并宿直屋ニ、曳廻注連、社司等依召上

洛、同廿一日自殿下卅日穢之間、不可備進御供之由、被

仰下了、仍自廿一日止御供了、自去正月廿一日至于二月廿日

滿三十日、二月廿二日申日為勤仕御祭、差遣神祇官人正六

位上大中臣公行、卜部副使正正六位上下部宿祢友兼并

*底本、「東」脱、原本写真版により補

*底本、「南」原本写真版により訂正

*底本、「別」原本写真版により訂正

*底本「宛」原本写真版により訂正

〔1〕底本、「佑」、〔2〕底本「光」原本写真版により訂正

*底本「者」原本写真版により訂正

殿下御使勸学院雑色真清*、付死人則久後家、令催出祭物馬三疋

牛四頭布十二段米二石、死人跡土取捨入他土、件被負人形

腕(マ、脱カ) 神主時盛単衣着之、依有神主過失之、使進各時盛*、*2)

宿所并宿直屋供給朝夕勤之、件被他社司凡不知、

一、保元三年十月十六日夜於權預祐通宿所頓死出来、

仍同四年二月廿八日神祇官人使、神祇權大祐大中臣

朝臣俊宣從伍人下部、宮主卜部宿祢兼盛從五

人、神部式人皇孫等即同廿九日皇已刻件死

人屋壞捨、其死人跡土深三尺堀捨、以他土埋之

後、件處方四尺高四尺之許以竹昇棚西東榑

枝付四手、合六本三本宛四方榑付、其上人形

裝束狩衣・袴絹一領、鹿角三頭、牛皮二枚、鹿

皮二枚、弓一帳、胡篋一臂、米一石、麻布十二段、

淨衣料八丈一切、又練単衣一、麻苧二把、(懸)

一柄、鋤一柄、牛二疋、馬四疋、祝録皮祿一段、社司官

人延二枚宛、二人四枚也、又別志以中馬大夫進黑馬、

祝師字先生大夫兼盛給之、合七疋也、堅魚一連、

鮑八果、

一、嘉応元年自九月四日、御八講依闕如、俄一乘院禪師

御房令勤仕給、結日八日毒、中臈定教房殿印御

八講座一床乍居死去、自座昇出事、三人シテ檢

非違使屋与竈殿乃中程昇出也、自九日并御供

御節供相撲舞樂留了、十月十八日庚子時神祇官

大中臣親頼遂御被了、其後同子時神主泰房非順御供奉備了、

一、建久六年二月廿六日壬辰刻遷殿南直會殿北間上少

死人首在之、同日皇言上殿下了、可為七ヶ日触穢之由

被仰下了、則朝夕日並御供并三月一日旬御供三日御節供併止了

*底本、「直」、原本写真版により訂正

*底本「事」、若本による(原本写真綴じ目につき不見)

* (1) 原本なし * (2) 原本写真「者居」カ、(写真不良につき不詳)

*底本、「佑」、原本写真版により訂正

*底本「弊」カ、原本写真版により訂正

*底本「壺」原本写真版により訂正

*底本、「齋」、原本写真版により訂正、以下同じ

私付後御門へ取出テ、引注連了、

一、建仁二年五月二日遷殿西向同日本ママ小児首出来、依之

日次御供、五月五日御節供止了、先例触穢之時、不備

進之故也、則 殿下言上事由之處、七ケ日触穢

事、任先例可致沙汰之由、被仰下了、自同十三日七ケ日

被仰付社司等、御祈御幣紙七帖膝突等神主時定

賜之了、

一、建永二年八月十六日若宮手水屋転倒、留守下女

死去畢、則取捨了、同日以巡檢等曳注連於件屋了、

同南門南橋七人暫不可參若宮之由、令立札

了、自同月廿四日若宮御供奉留之、未刻之間進備殿云々

九月十六日満廿ケ日了、同十七日朝神殿守固重、且

致御被所々、曳大宮南門南橋注連ヲ取捨テ、若宮

日並御供始テ奉備、番社司權預祐綱也、

九月九日御節供等以十月十六日備進之、

御祓事

以同十月廿二日戊戌時為社家之沙汰、以若宮神殿守重春、令

遂之了

祭物三間二面屋一字、牛一頭、白布二段、中紙三帖、散米料

白米一斗也、

壞弃彼転倒手水屋、其跡ヲ為造宮使行事之沙汰、令

掃除之後、巡檢等掘弃其跡土、以他土埋之、其上

又立竹棚、下二立人形、此竹棚八本、鋤一口、鍬一口、紙三帖ハ彼

死人之子息重力寿丸所出也、但棚人形作事巡檢等役也、

一、仁治四年二月廿三日舞殿東雨垂ヨリ猶東、

当才赤子片手自肩下在之、触穢神主尼寺

參詣之間、当番祐公催社司評定、任建久并建仁

*底本、「兩日□□」、原本写真版により訂正、「本ママ」は原本注

*底本、「畢」、原本写真版により訂正

*底本、「戊」、原本写真版により訂正

例奉止日次御供之由言上、今日新日次者以前備進、

本日次未備進仍不進止了、若宮雖不被穢給、

同大社不備進御供、寺僧等参乱之間乙之穢也、

仍宮神樂ニ参会神人、不入御供所、朔日旬御供、自廿八日

可令備進故也、則不入枯定私宅、今日集会枯定

依故障以枯基為代官、

即時任例以宿直人取弃、取弃道東小門ヲ

出テ南へ廻、香炉谷方へ取出了、注連東小門之外へ

引、両方如辻子也*

已上十一ケ度

如此雖注出、新預枯世注進大旨為同事之間、不及遣之、*

為後見注付了

自惣社注進、寺家ニハ康和、天仁、保元、嘉応

建久、嘉禎、仁治許也

内閣文庫蔵『永仁四年祐春記』写本を底本として、原本写真版により校合したが、意味を同じくする用字の違い「並」「次」、「則」「即」、「箇」「ケ」、については、底本のままとした。写真版は綴じ目等により確認出来ない所も多く、完全ではない。一部「若宮神主家記録勘例」（「若本」を参照した。

（春日大社宝物殿、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇〇七年九月十四日受理、二〇〇八年二月二十八日審査終了）

*底本「述」 原本写真版により訂正

*底本「好」 原本写真版により訂正

表

事件和暦	祓実施	西暦	事件	祓実施者	祓内容	収録史料
康平6・8・17	同・9・24	1063	一鳥居の内、橋の西、東大寺法師、興福寺僧を殺害	神祇官(兼国)下向	殺害法師主人に付き、祭物責出、清祓、	古今最要抄、皇年代記
治暦1・		1066	衆人則高と神主時経、領地相論、懸力の田に立榊(欠損あり詳細不明)	神祇官大佐大史惟治	張殿僧慶賀禁獄、房は検執、神祇官祓	皇年代記
延久2・11		1070	竈殿で神主時給(経か)方神人依重と近行、論打、鼻血	預近助(春日社司)	祭物を神主に出させ清祓を遂げる	皇年代記
応徳1・4・11	30日以後	1084	榎本社前で松揚房永覚の下法師教元を、新院権僧正の童子乙丸が殺害	神祇官下向	縁者に付け祭物責出、清祓を遂げる	古今最要抄、皇年代記
応徳3・7・10		1086	宝蔵の後で西御門脇房、朝範五師の童子金丸が宗尋得業の童子少法師丸の頭を打ち破る	預近助	祭物を彼等に出させ、清祓、血落所を切取捨	皇年代記
康和1・9・21	閏9・25	1099	酒殿で神主奉行の神人安倍重末頓死	神司使山城介宗元	袈裟谷に曳弃、西面鳥居サイタテ南門より出入り、注連曳、殿下言上→付縁祭物責出、清祓、死去跡地深三尺弘一・堀弁、入他土、祓物内に装束を着けた五尺の人形、康和2年酒殿造替	古今最要抄、皇年代記
嘉祥1・9・□	30日以後	1106	御八講結日	社家(春日社司)	30日御供停止、遂清祓、	古今最要抄
嘉祥2・10・		1107	一ノ鳥居東辺で、興福寺法師を薬師寺法橋隆信の下法師が殺害	神殿守春正、但し両窓官不存、隠密で不正	種々祭物隠密請取(薬師寺別当より米五石、五間屋一宇、上馬一匹)	古今最要抄、皇年代記
	同3・5・2	1108	神殿守春正隠密に祓、	神祇祐兼季	春正に付、祭物責出、遂清祓、春正解官、下勸学院	古今最要抄、皇年代記
天仁3・2・3		1110	春日祭の時(社司)有俊の死闘の補をめぐり、社司の間で信経の子息信俊が実子か否(異姓)かの相論があり、祭文を押ししたところ、信経の宿所で幼女が急死したにも関わらず、神前に参入	神祇官大佐山城介中臣公永	神祇官清祓、 *史料1 翻刻参照	皇年代記
天永2・1・25		1111	鹿道の北で、僧正政公法師、猪のため死去、2月2日の祭と11日の行幸は行われた		殺害された法師の縁者に付け、清祓、	皇年代記
天永4・4・28	永久6・3・3	1113 1118	比叡山との栗駒山で合戦の際、神宝を隨身させる。		永久6年戦場への神宝隨身に付き、神が祟るので、宣旨と祭物が下されて内外清祓	皇年代記
永久5・3	3月27日	1117	大膳職の屋で上林方の下法師、童子の頭打ち破る		上林方が米布二段と紙五十帖出し清祓	皇年代記
永久6・2・12	永久6・3・20	1118	欠損により詳細不明		財物出し清祓を遂げる	皇年代記
元永3・3・14		1120	禪院五師教範の子と京墨(童カ)四郎末永が争い?一ノ鳥居内で五師の子を切る。(欠損により詳細不明)	神司	兩人祭物、清祓	皇年代記
保安2・6・1	30日以後	1121	一ノ鳥居東辺で殺害	神祇官下向	殿下言上→死人跡地清祓、	古今最要抄
保安2・6		1121	一ノ鳥居内で三井寺法師、法師を殺害。(欠損詳細不明)	神司		皇年代記
保安4・5・28	同年6・21	1123	経蔵と御供所をの間に、院雑色是武の馬死ぬ…。崇りあった(欠損詳細不明)		是武が祭物出して清祓	皇年代記
大治1・5・10		1127	御供所で神主(方の神人)宗俊、(神人)友兼を切って指から血。		正預の申に従って、神主惟房祭物布十段出して清祓	皇年代記
大治4・5・25		1130	欠損詳細不明			皇年代記
天承1・8・16	同年9・12	1131	神主惟泰時、忌中の輩、菟田をしたので、神人を派遣し制止、田に神木立の後、御供奉仕、社壇穢れる		穢の咎により神主解官	古今最要抄

事件和暦	祓実施	西暦	事件	祓実施者	祓内容	収録史料
天承2・1・12	同年2・20(満30日)	1132	酒殿で北郷神人則久頓死	神祇官大中臣公行他(御祭に下向の神祇官)	酒殿前に運出、新薬師寺東五三昧に捨て置く。注連曳、殿下言上、社司を上洛させ尋ねる。30日の穢と決定。御供停止、春季御祭延引、後家より祭物(馬、牛、米)責出、清祓、死人跡土取捨、入他土、	古今最要抄、
保延2・9・	30日以後	1136	一鳥居丑寅の方で死人	社家	清祓	古今最要抄
保延4・12・1		1138	一の鳥居東二町で女人殺害	社家	殿下言上、長者宣下る、清祓、	古今最要抄
久安4・10・1		1114	馬場院で賢乗房良栄の弟子修学者義見房明玄、女人を殺害、公人により責問のところ承伏		付縁者祭物責出、清祓を遂げる	
嘉応1・9・8	同年10・18	1169	八講屋で寺僧定教房教印絶入、死去	神祇官大中臣親頼下向	死去以前に検非違使屋の南へ出。死去。30日穢仰出。御節供日並停止、清祓、後日備進、九月九日会遂行	古今最要抄
寿永3・4・		1184	水屋下1町余、下橋辺、義春房と下法師二人、禪氏中納言を殺害		義春房大垣廻し、田島牛馬責出、清祓	古今最要抄
建久6・2・16	同年3・4	1195	遷殿と直会殿間で少童頭出来		宿直人取捨、路に辻子のように注連引、南は南郷、北は北郷神人、御供停止、7日の穢、清祓	古今最要抄
正治2・9・2		1200	水谷経所で東金堂衆成福房頓死、		殿下言上するも指図なし、水屋一所の穢に治定	古今最要抄
建仁2・5・2	同年5・9	1202	遷殿西雨垂に小児首出来	社家	宿直人を以て御山の外へ捨て注連を引く、穢所掘出て埋め、日並、節供不備進、殿下言上、7日の穢、遂清祓、(五体不具の穢に付、長者宣掲出あり)	古今最要抄
建永2・8・16	同年9・17	1207	若宮手水屋転倒、留守下女死去	神殿守国春(重春)	宿直人を以て取捨て、南門から南橋へ注連を引く、若宮御供停止、30日後御祓、祭物牛1、小屋1、下女の子力寿丸より責出	古今最要抄
建保3・11・28	同年12・29	1215	御供所で正預延忠の雑仕女流産	社家	流産の所の板三枚敷替え、清祓、祭物五十貫、本人と親類沙汰	古今最要抄
貞応1・	30日後	1222	密蔵院北辻辺で行文房殺害される	社家	清祓、祭物、行文房縁者が出す	古今最要抄
寛元2・8・9	同年9・9	1244	馬出橋、西御塔辺、大櫛西で衆徒合戦、死人出来	常住神殿守守安、春宗	穢を取退け、木守注連を引く、30日の穢なので、寺家から長者に言上の所、若宮祭9月1日の事始が11日に、仮殿棟上が14日に延引、満30日後清祓	古今最要抄
宝治1・9・17	同日	1247	若宮祭礼競馬中に、大衆数十人太刀を抜き闘争、中門西で一人切伏せらる	三方神殿守	西棧敷北へ出す。流鏑馬続行。血を木守取退け注連を引く。当面は死の穢でなく、刀傷の血の穢なので、すぐに御祓。場所も中門の西なので還幸も本路と社家判断、寺家了承。後日に罪科清祓。	古今最要抄
建長3・7・26(穢発生28)		1251	興福寺僧定乗房隆印の許で死人出来後、隆印参社、社頭触穢		御供停止、殿下言上、寺家へ申上、隆印祭物二百貫の所五十貫出、隆印房衆勘	古今最要抄
弘長2・5・7(穢発生8、9)	同年6・7	1262	興福寺僧学隆房嚴縁の住宅で死人出来、注連を引いたが垣根無、8、9両日参社、社頭乙の触穢		寺家お尋ね、社家返答、垣根無しは社頭乙の穢、殿下言上、御供停止、30日後清祓、祭物用途学隆房沙汰	古今最要抄
文永9・9・21	7日以後	1272	紀伊社傍らの石蔵中に死人の頭発見、非守に命じて取退		7日間の穢と社家評定、参社しないよう南北に立札、7日以後清祓	古今最要抄
文永10・7・17	同年9・13	1273	鎌砥山で、興福寺僧頭舜房、鹿殺しを殺害		清祓、鹿殺しは院家住人なので院家に申入れ、その縁者に祭物を懸ける	古今最要抄
文永10・11・1	即日	1273	竈殿西向きの壁、敷居に興福寺僧順覚房所従の童、小便		壁、敷居取替え後、御祓、祭物十貫文	古今最要抄
永仁3・11・26	永仁5・8・17	1295 1296	法皇・二条院御幸還御の時に衆徒参入合戦、死人手負い多数御殿に流れ矢、御神鏡二方に分かれて奉祝(永仁衆徒合戦)	神祇官	死人は慶賀門より出す。永仁5・8・15清祓、同日神鏡座慶賀門と回廊造替7・21事始。完成。神殿造替遅々につき神鏡移殿へ。(文永6年御遷宮)神祇宮清祓	古今最要抄

事件和暦	祓実施	西暦	事件	祓実施者	祓内容	収録史料
正安2・6・16	同年8・24	1300	御旅所雨垂石畳辺に殺害人あり、	三方神殿守(守職、春家、春名)	10貫文の祭物で清祓、死人跡地土を堀捨て、浄土を入れる。	古今最要抄
正安2・7・21		1300	鷲原で興福寺僧聖俊房の子息殺害される		犯人が露見しないので、聖俊房、祭物300疋沙汰し、清祓	古今最要抄
正和1・5・14	5日後	1312	幣殿辺りで鹿死去		氷守穢物を取片付。5ケ日の穢治定。御供停止。社人に本殿と金堂を同時に参ること禁。殿下言上。5日後清祓	古今最要抄
正和3・1・2	同年8・20	1314	御旅所に死人出来	社家	清祓	古今最要抄
文保2・4・御八講時		1318	酒殿柱に大乘院家御童子(辰市の徳丸)反吐		柱、敷居、壁、取替、清祓祭物二貫文、大乘院家下知として沙汰	古今最要抄
元応2・2・1		1321	御供所で南郷神人春村と北郷神人景正打合い、板に血気		血気の板、敷替え、清祓祭物百疋両神人進める	古今最要抄
元亨2・3・10	同日	1322	二御殿階段に中臣氏人祐教、血を付ける		同日取替え、清祓、祭物二百疋祐教出す。	古今最要抄
貞和2・1・21	同年(1)・24	1346	内院備殿板敷下に犬産	社家	30日(誤、3日カ)神事停止、殿下(鷹司殿)、両院家(興福寺)に申入れ24日清祓	古今最要抄
貞和3・4・1	同年5・4	1347	三御殿階段に中臣氏人延清、血を付ける		5・4取替え、祭物2貫文出す	古今最要抄
貞和3・9・22	同年10・23	1348	社内一言主社に犬が食った死人あり、(同社)宮主隠密に捨てる。神供を本社から備進して觸穢、10・20発覚		乙穢れ、社司治定、22日まで神供停止、祭物二貫文(宮主の主人の)神主出す	古今最要抄
貞和4・2・9	同年2・12	1349	八講屋板敷下に犬産		3日間御神事停止、清祓	
貞和4・6・17	同年6・24	1349	着到殿南庇に骨を納めた竹筒、神人穢れを恐れて実検出来ず、氷守検知の処、焼骨と判明	両常住神殿守	注連を曳いて、氷守取り出し、白毫寺へ。24日注連を退けて清祓	古今最要抄
観応1・4・29		1350	御供所北、大炊屋東庭犬の食べた鹿死去		5日の觸穢、他所で御供用意。	古今最要抄
文和2・8・16	5日後	1353	東回廊外の溝、狼食う鹿の死	両常住	一旦両常住御祓、氷守、取り片付け、路地に付き権官相談、注連引く。5日の觸穢、日数以後清祓	古今最要抄
文和3・3・2		1354	御供所と大炊屋の作合の下五体不具の白頭出現		穢ありと治定。氷守取り片付け後、本所と御供所御祓	古今最要抄
延文1・7・12		1356	河口・坪江守護蓋妨により神木動座しようとした所、京都動乱による落人等菩提院四足門、興福寺南大門前で死去	常住神殿守代官	神幸の道なので、御出以前に清祓。	古今最要抄
貞治2・7・26	同年(7)・29	1363	登廊下に犬産あり		30日(誤、3日カ)神事停止、御供所と大炊屋穢無し、内廊神人出入り不可。神主大宿所と御供所間に注連曳き、当番社司参勤、29日清祓	古今最要抄
貞治3・7・26	3日後	1364	直会殿板敷き下に犬産あり		3日御供停止、御供所と大炊屋穢無し、内廊神人出入り不可。3日後清祓。神主、御祈番参勤(前項と重複?)	古今最要抄
貞治4・6・19	30日以後	1365	南門東脇聖床参籠男殺害。実検のところまだ死んでいなかったの運び出して閉眼		社頭觸穢無し。非人穢物取退け、氷守注連を引く。注連の繩社家が出す。死人白毫寺辺へ捨てる。廻廊壁板敷居取替え、血気の柱削る。30日以後注連退け清祓	古今最要抄

* 両史料に記載される事例につき、斜字は、古今最要抄のみに記載される内容。アンダーラインは、皇年代記のみに記載される内容。